

適時開示情報伝達システムデータベースサービス利用約款

(目的)

第1条 株式会社J P X総研（以下「J P X総研」という。）は、本約款により、上場会社等（全国の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券」という。）又は認可有価証券（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第67条の18第4号に規定する取扱有価証券をいう。以下同じ。）の発行者をいう。以下同じ。）に係る第2条各号に掲げる情報を伝達することを目的として、J P X総研が開発・維持運営する適時開示情報伝達システムデータベースサービス（以下「T D n e t D B S」という。）を利用者に提供します。

(T D n e t D B Sにおける情報)

第2条 J P X総研がT D n e t D B Sに登録する情報（以下「本件情報」という。）は、次の各号に掲げる情報とします。

- (1) 開示情報（上場会社等が全国の金融商品取引所及び日本証券業協会（以下「全国金融商品取引所等」という。）に提出した適時開示資料をデジタル化したものをいう。以下同じ。）
- (2) 決算情報数値データ（上場会社等の決算短信の1枚目等に記載される数値データをいう。ただし、当該データの提供に協力する上場会社等のものに限る。）
- (3) 全国金融商品取引所等において公衆の縦覧に供される資料のうち、J P X総研がT D n e t D B Sにて供することとして定めたもの
- (4) 全国金融商品取引所等からのお知らせ
- (5) インデックス情報（前各号に掲げる情報について、公開日、公開時刻、上場会社等銘柄コード、上場会社等銘柄名、上場区分、業種、表題、公開項目番号、公開項目、上場取引所、添付資料の有無、データ容量等の属性を、T D n e t D B Sにおける利用に供するためにJ P X総研が表示したものをいう。以下同じ。）

(利用契約の成立等)

第3条 T D n e t D B Sの利用者は、本約款を承諾の上、利用I Dの数量、利用部署、連絡責任者、利用料金請求先等を記載したJ P X総研所定の書面（以下「申込書」という。）を、J P X総研に提出することにより、利用の申込みを行うものとします。

- 2 J P X総研は、前項の申込書の提出が行われた場合において、当該利用者が利用者として適当と認めるときは、利用I D及びパスワードを当該利用者に貸与するものとし、これをもって利用契約が成立するものとします。
- 3 利用者は、第1項に規定する申込み内容を変更した場合は、遅滞なくJ P X総研に届け出るものとします。この場合において、J P X総研は、利用I D又はパスワードを変更するときは、速やかに利用者に通知するものとします。
- 4 前項前段の規定にかかわらず、申込み内容の変更が利用I Dの数量の変更である場合は、利用者は、当該変更を行おうとする日の2週間前の日までに、J P X総研に届け出るものとします。

(利用I D及びパスワード等の管理責任)

第4条 利用者は、前条の規定により貸与された利用I D及びパスワードを、第三者に譲渡し若しくは利用させ（利用者の役職員に利用させる場合を除く。）、又は売買、名義変更若しくは質入れしてはなりません。

- 2 利用者は、前条の規定により貸与された利用I D、パスワードの管理及び使用について責任を負う

ものとし、これらが第三者に使用されたことにより利用者又は第三者に生じた損害については、J P X総研は何ら責任を負わないものとします。

3 利用者は、前条の規定により貸与された利用ID、パスワードを紛失し、又は盗難等の被害に遭った場合には、直ちにJ P X総研にその旨を通知するものとします。

(利用方法)

第5条 利用者は、TDn e tDBSを次の各号に掲げる方法により利用することができます。

- (1) 本件情報の閲覧、保存及び印刷
- (2) インデックス情報の公開日、上場会社等コード等による検索

(本件情報の利用可能期間等)

第6条 J P X総研は、本件情報をJ P X総研がTDn e tDBSに登録した日から5年を経過した日に、当該情報を削除するものとします。

(TDn e tDBSへの接続方法)

第7条 利用者は、自らの費用により、J P X総研から貸与されたID及びパスワードを利用し、インターネット経由で、J P X総研のTDn e tDBSのサーバに接続するものとします。

(TDn e tDBSの利用に必要な機器等)

第8条 利用者は、自らの費用で、TDn e tDBSの利用に必要なパソコン等の機器及び回線サービス並びにOS、ブラウザソフト等のソフトウェアを用意するものとします。

2 J P X総研は、TDn e tDBSの利用に必要な機器等を変更する場合には、利用者に事前に通知するものとします。この場合において、利用者は変更後の機器等を自らの費用で用意するものとします。

(TDn e tDBSに係るJ P X総研の運営・管理範囲)

第9条 TDn e tDBSに係るJ P X総研の運営・管理範囲は、インターネットの通信回線のJ P X総研側の接続口までとします。

2 J P X総研は、インターネットその他のJ P X総研の運営・管理範囲外の機器・設備・ソフトウェアの故障等により利用者が生じた費用又は損害等について、利用者に対し補償又は損害賠償等の責めに任じないものとします。

(表示内容の変更)

第10条 J P X総研は、本件情報の内容及びその表示方法を、利用者に事前に連絡した上で変更することができます。

(TDn e tDBSの運営の中断)

第11条 J P X総研は、TDn e tDBSの保守を行う場合その他J P X総研が必要と認めた場合は、利用者に事前に連絡した上でTDn e tDBSの運営を一時的に中断することができます。

2 J P X総研は、天災地変等の不可抗力と認められる事由が生じた場合は、利用者に事前に連絡することなくTDn e tDBSの運営を一時的に中断することができます。

(本件情報に係る真正性の認定等)

第12条 利用者は、本件情報を利用するにあたりJ P X総研が本件情報の真実性、正確性、完全性、有

効性、即時性又は適時性について保証するものではないことを承諾するものとします。

- 2 利用者は、本件情報は投資の勧誘を目的としたものではないことを承諾するものとします。
- 3 利用者は、本件情報について、J P X総研が上場有価証券及び取扱有価証券の価値を保証又は承認したものであることを承諾するものとします。

(免責事項)

第13条 本件情報の誤謬、停滞、省略及び中断並びにシステム障害等により利用者に生じた費用又は損害等について、J P X総研の故意又は重大な過失に起因するものでない限り、J P X総研は利用者に対し、一切の責めを負わないものとします。

- 2 前項の場合において、J P X総研の故意又は重大な過失により利用者に費用又は損害等が生じたときは、J P X総研は、第15条に規定するTDnetDBSシステム利用料1か月分を限度として、利用者に補償又は損害賠償を行うものとします。

(本件情報の保護)

第14条 利用者は、本件情報を第三者の電子計算機（電子計算機に接続される記憶媒体を含む。）に自動的にかつ蓄積可能な方法で再配信してはなりません。

- 2 利用者は、前項に規定する方法以外の方法により、本件情報を第三者に提供する場合は、TDnetDBSからの複製である旨を標記しなければなりません。
- 3 前二項の規定にかかわらず、利用者はJ P X総研が承認した場合を除き、いかなる方法によっても、第三者に本件情報のうちインデックス情報及びTDnetDBSの表示画面の複製、販売、出版若しくは使用又は公開をさせてはなりません。

(TDnetDBSシステム利用料)

第15条 利用者は、TDnetDBSシステム利用料として、1ID当たり月額36,740円（1か月に満たない場合は、1か月とみなします。消費税等含む。）を1か月ごとにJ P X総研に支払うものとし、翌月分を毎月20日までに所定の方法によりJ P X総研に支払うものとします。ただし、J P X総研がTDnetDBSの試用期間として定める期間に係るTDnetDBSシステム利用料については、支払うことを要しません。

- 2 利用者がTDnetDBSシステム利用料の支払いを遅延した場合（利用者が本約款の条項に定めるところに違反したことによりJ P X総研による料金の請求が正しく行われなかった場合を含む。）、J P X総研は未払いのTDnetDBSシステム利用料に対し、支払期限の翌日から起算して支払日までの期間について、年14.6%の割合で計算して得た額を遅延損害金として請求することができます。
- 3 J P X総研は、TDnetDBSシステム利用料を、利用者に1か月前に通知することにより改定することができます。

(利用期間)

第16条 利用者は、TDnetDBSの利用を中止しようとする場合は、利用中止予定日の2週間前までにその旨を書面によりJ P X総研に届け出るものとします。この場合において、利用者は、J P X総研に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。

- 2 前項の場合において、J P X総研は、利用者が既に支払っているTDnetDBSシステム利用料の払戻し等は一切行わないものとします。

(暴排宣言)

第17条 J P X総研は、自らが金融商品市場を支える公共的サービス企業であることに鑑みて、反社会的勢力との取引の一切を遮断するとともに、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨むことをここに宣言する。

2 利用者は、前項の宣言の意義を理解し、J P X総研が同宣言を実現できるようにJ P X総研に協力する。

(反社会的勢力の定義)

第18条 この合意事項において、反社会的勢力とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する個人又は法人その他の団体(その役員(相談役、顧問その他いかなる名称であるかを問わない。以下同じ。)、使用人その他の構成員を含む。以下同じ。)
- (4) 総会屋
- (5) 社会運動、人権運動、政治運動などを標榜して、市民又は企業に対して不当要求を行った個人又は法人その他の団体
- (6) 社会の秩序、市民の安全などを害する行為を行う個人又は法人その他の団体
- (7) 前各号に掲げるものと社会的に非難される関係を有していると認められるもの

(誓約)

第19条 利用者は、適時開示情報伝達システムデータベースサービスの申込み時に、次の各号に掲げるものが反社会的勢力でないことを誓約する。

- (1) 利用者並びにその株主(利用者の経営に事実上参加していると認められるものに限る。以下同じ。)、役員及び使用人
 - (2) J P X総研との取引に係る利用者の代理若しくは媒介をする者その他の関係者である個人又はその他の団体
- 2 利用者は、随時、J P X総研が行う、前項各号及び次の各号に掲げるものが反社会的勢力でないことに関する調査に協力し、J P X総研から求められた資料等を提出しなければならない。
- (1) この合意事項においてJ P X総研が利用者に委託した業務等の全部又は一部を利用者が第三者に再委託する場合の契約その他利用者に関連する契約(以下「関連契約」という。)の当事者
 - (2) 関連契約に係る代理若しくは媒介をする者その他の関係者である個人又は法人その他の団体

(利用の中止)

第20条 J P X総研は、利用者が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合は、何らの催告を要せず、利用者に対し書面による通知を行うことにより、直ちに利用者のT D n e t D B Sの利用を停止することができます。

- (1) 本約款のいずれかの規定に違反したとき
- (2) 虚偽の申込書を提出したとき
- (3) 本件情報の改竄を行ったとき
- (4) 利用ID又はパスワードを不正に使用したとき
- (5) T D n e t D B Sの運営を妨害したとき
- (6) 本件情報の取得を継続的かつ自動的な方法で行ったとき
- (7) T D n e t D B Sシステム利用料等の支払い債務の履行を遅滞し、又は支払いを拒否したと

- (8) 支払いの停止又は仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立があったとき
 - (9) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (10) 公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (11) その他 J P X 総研が利用者として不適当であると認めたとき
 - (12) 利用者が自ら又は第三者を利用して、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞、業務妨害行為などの行為をしたとき
 - (13) 第 19 条第 1 項各号に掲げるものが、反社会的勢力であることが判明したとき
 - (14) 利用者が東京都条例第 54 号「東京都暴力団排除条例」第 2 1 条又は第 2 4 条その他の各都道府県市区町村が定める暴力団排除に係る条例等における同様の条項に違反した場合
- 2 J P X 総研は、第 19 条第 2 項各号に掲げるものが、反社会的勢力であることが判明した場合には、利用者に対し、関連契約の解除その他の必要な措置を講ずるよう求めることができ、当該必要な措置を求めたにもかかわらず、利用者が正当な理由なくこれを拒否した場合には、J P X 総研はこの合意事項の解除することができる。
- 3 前項の場合において、J P X 総研は、利用者が既に支払っている T D n e t D B S システム利用料の払戻し等は一切行わないものとします。

(約款の改定)

第 2 1 条 J P X 総研は、事前に利用者に文書で通知することにより、本約款を改定することができるものとします。

(合意管轄)

第 2 2 条 本約款から生じる J P X 総研と利用者との一切の訴訟については、東京地方裁判所のみをその管轄裁判所とします。

(準拠法)

第 2 3 条 本約款は、日本法に従って解釈されるものとします。

(施行 2022年4月1日)